

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 12 月 11 日（金）第 166 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 生産事業者の登録（森林経営課取扱い） 1
- 保安林の指定施業要件の変更（森づくり推進課取扱い） 2
- 救急病院等の認定（保健医療福祉課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件）（社会福祉課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（4件）（社会福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（3件）（障害福祉課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件）（障害福祉課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（5件）（障害福祉課取扱い） 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（2件）（障害福祉課取扱い） 7
- 漁船保険付保義務発生（水産振興課取扱い） 8
- 県営土地改良事業に係る換地処分（農地整備課取扱い） 8
- 公共測量の実施（2件）（監理課取扱い） 8
- 都市計画道路の変更（都市計画課取扱い） 9
- 都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（熊毛支庁取扱い） 9

公 告

- 令和 2 年度第 2 回家畜人工授精講習会開催公告（畜産課取扱い） 9
- 落札者等の公告（管財課取扱い） 11

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表（選挙管理委員会取扱い） 11

公 安 委 員 会 告 示

- 鹿児島県交通安全活動推進センターの変更の届出（交通企画課取扱い） 13

正 誤

- 鹿児島県公報第93号の14（令和 2 年 3 月 31 日付け）の一部訂正（※）（人事課取扱い） 13

告 示

鹿児島県告示第1075号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第7176号	吉元 伸一 始良市蒲生町白男3806番地	種穂の採取 幼苗の育成	吉元 伸一 始良市蒲生町白男3806番地
第7177号	重森 幸矢 霧島市溝辺町麓3887番地3	種穂の採取 種穂の精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	重森 幸矢 霧島市溝辺町麓3887番地3

鹿児島県告示第1076号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大島郡龍郷町久場字福里698番，字阿丹崎870番，877番
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1077号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により，次の病院を救急病院として認定した。

令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
山川病院	指宿市山川小川1571番地
南さつま市立坊津病院	南さつま市坊津町泊19番地

- 2 認定の有効期限

令和 5 年 11 月 30 日

鹿児島県告示第1078号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，次のとおり指定施術機関として指定した。

令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	住 所	指定年月日	施術の種類
池之上智浩	志布志市志布志町内之倉3399-9	令和2年 7月22日	はり, きゅう

鹿児島県告示第1079号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和2年12月11日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
内田貴久	KE i ROW霧島ステーション 霧島市隼人町真孝177番地7	令和2年 4月27日	はり, きゅう
篠原将悟	all age整骨院 霧島市隼人町住吉1823-4-2号	令和2年 5月1日	柔道整復
吉村あかね	all age整骨院 霧島市隼人町住吉1823-4-2号	令和2年 5月1日	柔道整復
桃木野真羽	all age整骨院 霧島市隼人町住吉1823-4-2号	令和2年 5月1日	柔道整復
上川畑優香	げんき整骨院 始良市加治木町木田57番1号	令和2年 6月19日	柔道整復
堀内麻耶	mina整骨院 霧島市国分野口西9番46号1階	令和2年 8月27日	柔道整復
上荒磯泰祐	C U A T R O鍼灸院 始良市西餅田561-1コーポ松元104号	令和2年 9月23日	あん摩マッ サージ指 圧, はり, きゅう
内香純	フレアス在宅マッサージ霧島 霧島市溝辺町崎森2980番地1ベルアンジュ 102	令和2年 9月23日	あん摩マッ サージ指圧
永倉雄大	悠整骨院 霧島市国分中央六丁目17番21号	令和2年 9月28日	柔道整復

鹿児島県告示第1080号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和2年12月11日

鹿児島県知事 塩田康一

名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
松岡救急クリニック分院 曾於市末吉町二之方6013	名称	医療法人EMS 森戸救急ク リニック	松岡救急ク リニック分院	令和2年 4月1日

鹿児島県告示第1081号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
		変更前	変更後	
シルバーセンター光の里 日置市伊集院町妙円寺一丁目1番地6	所在地	日置市東市来町湯田3613番地	日置市伊集院町妙円寺一丁目1番地6	令和2年9月20日

鹿児島県告示第1082号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
有限会社キューケン メディカル 始良市脇元728番地69	有限会社キューケン メディカル 始良市脇元728番地69	事業所の所在地	始良市池島町33番地7	始良市脇元728番地69	令和2年7月7日

鹿児島県告示第1083号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

氏名	施術所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
飯川幸弘	鍼・灸マッサージ院 クローパー 霧島市国分福島一丁目1番10-34号	施術所の所在地	霧島市隼人町内1843-9	霧島市国分福島一丁目1番10-34号	令和元年10月1日
曾山幸之助	きよみず鍼灸整骨院 霧島市国分清水一丁目6番9号	施術所の名称	きよみず整骨院	きよみず鍼灸整骨院	令和2年8月1日

鹿児島県告示第1084号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の届出があった。

令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
株式会社キク薬舗キク薬局いづろ店	鹿児島市呉服町 6 - 6	令和 2 年 10 月 23 日	精神通院医療
玉里つばめ薬局	鹿児島市下伊敷一丁目 11 番 10 号	令和 2 年 10 月 31 日	精神通院医療
ギンザ薬局	西之表市西町 7087 番地 2	令和 2 年 11 月 9 日	精神通院医療
三愛調剤薬局	大島郡徳之島町亀津 7534	令和 2 年 11 月 30 日	精神通院医療
にこにこ市民薬局	鹿児島市上荒田町 29 - 25	令和 2 年 12 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第 1085 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
長島調剤薬局	出水郡長島町鷹巣 1833	令和 2 年 10 月 31 日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第 1086 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人腎愛会	鹿児島市宇宿三丁目 17 番 6 号	訪問看護ステーション光陽	鹿児島市宇宿三丁目 21 - 5	令和 2 年 12 月 31 日	精神通院医療

鹿児島県告示第 1087 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
社会福祉法人淳涌界	愛知県弥富市又八 2 - 128	いも一れ奄美訪問看護ステ	大島郡瀬戸内町大字手安字	令和 2 年 10 月 1 日	育成医療・更生医療

	－ 1	ーション	瀬戸田原 809 － 2		
--	-----	------	-----------------	--	--

鹿児島県告示第1088号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

病院 又は 診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
東内科医院	鹿児島市唐湊四丁目15－2	令和 2 年 12 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第1089号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
漢方薬局フクヤ	鹿児島市南郡元町14番15号	令和 2 年 12 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第1090号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

病院 又は 診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
霧島整形外科クリニック	霧島市国分野口東 8 番 31 号	令和 2 年 11 月 1 日	育成医療・更生医療
医療法人徳洲会徳之島徳洲会病院	大島郡徳之島町亀津7588番地	令和 2 年 11 月 1 日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第1091号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
わかば薬局	西之表市西之表7186－ 1	令和 2 年 11 月 1 日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第1092号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
アクラス中央病院	鹿児島市武岡一丁目121番5号	令和2年 12月1日	精神通院医療
医療法人徳洲会中種子クリニック	熊毛郡中種子町野間6481番地1	令和2年 12月1日	精神通院医療
屋久島尾之間診療所	熊毛郡屋久島町尾之間136番地6	令和2年 12月1日	精神通院医療
朝戸医院	大島郡和泊町和泊14番地	令和2年 12月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1093号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和2年12月11日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
マルノ薬局南林寺店	鹿児島市南林寺町2番1号	令和2年 12月1日	精神通院医療
ひかり調剤薬局	薩摩川内市中郷一丁目11番2号	令和2年 12月1日	精神通院医療
わかさ薬局	薩摩川内市若葉町3番6号	令和2年 12月1日	精神通院医療
中央薬局	曾於市財部町南俣1705-26	令和2年 12月1日	精神通院医療
のがた薬局	曾於郡大崎町野方6045番地10	令和2年 12月1日	精神通院医療
おりかわ薬局	熊毛郡中種子町野間5299-4	令和2年 12月1日	精神通院医療
三愛調剤薬局徳之島支店	大島郡徳之島町亀津7552番地	令和2年 12月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1094号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和2年12月11日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社ウェルビーイング結愛	鹿児島市上荒田町10番地9-2F	訪問看護ステーションゆあ	鹿児島市上荒田町10番地9-2F	令和2年 12月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1095号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。
令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
霧島整形外科クリニック 霧島市国分野口東 8 番 31 号	名称	霧島整形外科	霧島整形外科 クリニック	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第 1096 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。
令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
明輝会クリニック 鹿児島市川上町 2750 番地の 18	名称	内村川上内科	明輝会クリニック	精神通院医療
グリーンバードクリニック 鹿屋市輝北町市成 2119 番地 2	名称	みどり明星クリニック	グリーンバードクリニック	精神通院医療
長島調剤薬局 出水郡長島町鷹巣字丸尾 1841 番地 7	所在地	出水郡長島町 鷹巣 1833	出水郡長島町 鷹巣字丸尾 1841 番地 7	精神通院医療

鹿児島県告示第 1097 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、西桜島加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認める。
令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 1098 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）日置南部地区牧之原換地区の換地計画に係る換地処分を、令和 2 年 11 月 30 日に行った。
令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 1099 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省九州地方整備局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業の期間 令和 2 年 9 月 16 日から令和 3 年 2 月 26 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

鹿児島県告示第 1100 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知

があった。

令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量 (UAV 航空レーザ測量)
- 2 作業の期間 令和 2 年 12 月 1 日から同月 25 日まで
- 3 作業の地域 志布志市志布志町地内

鹿児島県告示第 1101 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 始良都市計画道路
 - (2) 名称 3・5・17 号帖佐駅三拾町線
- 2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

始良市大字東餅田字九郎太郎及び字上野崎の各一部並びに大字西餅田字森及び字小倉畑の各一部

鹿児島県告示第 1102 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により奄美市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類

名瀬都市計画準防火地域
- 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

熊毛支庁告示第 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 2 年 12 月 11 日

熊毛支庁長 谷口浩一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ねいろ 2 4	熊毛郡中種子町野間 3213 番地 3	有限会社西日本ヘルパー養成事業	鹿児島市真砂本町 49 番 10 号	庄山 正美	令和 2 年 12 月 1 日	就労継続支援 B 型

公 告

令和 2 年度第 2 回家畜人工授精講習会開催公告

家畜改良増殖法 (昭和 25 年法律第 209 号) 第 16 条第 2 項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開催期日
令和 3 年 1 月 7 日（木）から同年 2 月 10 日（水）までの日（県の休日を除く。）
- 2 開催場所
鹿児島県農業開発総合センター農業大学校（日置市吹上町和田 1800 番地）
- 3 講習会の定員
8 人
- 4 講習会に係る家畜の種類
豚
- 5 受講及び修業試験の免除
 - (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育機関（以下「大学等」という。）において家畜改良増殖法施行規則（昭和 25 年農林省令第 96 号。以下「省令」という。）第 23 条第 1 項各号に掲げる科目のうち次に掲げる科目を修めた者に対しては、その修めた科目（以下「受講等免除科目」という。）についての講習会の受講及び修業試験を免除する。
 - ア 学科 畜産概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜の育種、生殖器解剖、繁殖生理、精子生理又は種付けの理論
 - イ 実習 家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖又は発情鑑定
 - (2) 他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者に対しては、省令第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる一般科目についての講習会の受講及び修業試験を免除する。
- 6 受講手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 家畜人工授精講習会受講願書
 - イ 履歴書
 - ウ 写真（出願前 6 月以内に撮影した縦 4 センチメートル横 3 センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）
 - エ 5 に該当する者にあつては、家畜人工授精講習会受講等免除願及び大学等において受講等免除科目を修めたことを証する書面又は修業試験の合格証明書の写し
 - (2) 提出書類等の提出先
受講希望者の住所地を管轄する家畜保健衛生所又はその支所（県外居住の受講希望者にあつては、鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577））
 - (3) 提出書類等の受付期間
令和 2 年 12 月 14 日（月）から同月 18 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
なお、送付の方法により提出する場合は、令和 2 年 12 月 18 日の消印のあるものまで受け付ける。
- 7 受講願書及び受講等免除願の用紙の交付
家畜人工授精講習会受講願書及び家畜人工授精講習会受講等免除願の用紙は、鹿児島県農政部畜産課並びに各家畜保健衛生所及びその支所において交付する。
なお、これらの用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84 円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 8 受講手数料
34,500 円（講習会の初日に鹿児島県収入証紙により納付すること。）
- 9 受講者の選考
受講申込者が講習会の定員を超えるときは、受講申込者に対し次により実施する試験の成績、地域の実情等を考慮して受講者を選考する。
 - (1) 試験の日時
令和 2 年 12 月 28 日（月）午後 2 時から午後 4 時まで
 - (2) 試験の場所

鹿児島県庁（行政庁舎14階）共用会議室14-A-1

- (3) 試験の内容
畜産についての筆記試験
- (4) 試験手数料
無料
- (5) 試験の通知
試験を実施する場合は、令和2年12月23日（水）までに受講申込者にその旨を通知する。
- (6) 受講者の決定通知
受講者として選考された者に対しては、令和2年12月28日（月）までにその旨を通知する。

10 その他

講習会についての照会は、鹿児島県農政部畜産課（電話099-286-3223）又は各家畜保健衛生所若しくはその支所に対して行うこと。

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和2年12月11日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
タブレットパソコン 3,403台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年11月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店
鹿児島市金生町4番10号
- 5 落札金額
330,000,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和2年10月16日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体、法第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年12月11日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

- 1 設立の届出があった政治団体
その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日

亜細亜民族同盟	栢山 孝	松元 勝正	薩摩川内市祁答院町藪 牟田782番地	令和 2 年 11月 9 日
新しい鹿児島市政 を実現する会	山崎 英二	新山 陽	鹿児島市加治屋町12- 11-1 F	令和 2 年 11月 5 日
ありかわ美子と虹 色のみんなの会	有川 美子	都外川 恭子	薩摩郡さつま町鶴田 3561番地 1	令和 2 年 11月 9 日
いくむら清徳を支 援する市民の会	増山 辰夫	幾村 奈応子	鹿児島市城西三丁目 1 番 3 号	令和 2 年 11月 11 日
次世代にバトンを つなぐ会	山口 満男	神園 早苗	伊佐市菱刈徳辺2244- 1	令和 2 年 11月 6 日
力強い鹿児島市を つくる会	中江 忠明	稲留 慎一	鹿児島市山下町16-23	令和 2 年 11月 10 日
中原かずみ後援会	有蒲 雄蔵	平山 昭一	始良郡湧水町木場950	令和 2 年 11月 25 日
濱島明人後援会	田中 恭二	濱島 英人	西之表市古田455番地	令和 2 年 11月 17 日
原口たけよし後援 会	原口 武義	原口 武義	鹿児島市千日町 9-7 -1 F	令和 2 年 11月 4 日

2 異動の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動 年月日
下鶴隆央後援会	上野 宏美	主たる事務所 の所在地	鹿児島市谷山 中央 4-4924 -1	鹿児島市谷山 中央 1-4388 -206	令和 2 年 11月 1 日
田中良二後援会	若松 隆久	代表者の氏 名	若松 隆久	斉藤 奈良治	令和 2 年 11月 1 日
はまがみ幸十後援 会	濱上 幸十	主たる事務所 の所在地	西之表市東町 41番地	西之表市鴨女 町220-2	令和 2 年 11月 7 日
はましま明人後援 会	田中 恭二	政治団体の 名称	はましま明人 後援会	濱島明人後援 会	令和 2 年 11月 25 日

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
いくむら清徳八選委員 会	鹿児島市原良 2-7- 6	増山 辰夫	令和 2 年 9 月 30 日
井上剛と笑顔をつなぐ 会（井上剛後援会）	鹿児島市伊敷台 4-25 -15	井上 剛	令和 2 年 11 月 16 日
いわきり秀雄後援会	薩摩川内市百次町2052 番地	愛甲 勝	令和 2 年 11 月 13 日
原発のない鹿児島をつ くる会	鹿児島市下田町292- 1	向原 祥隆	令和 2 年 7 月 1 日
次世代にバトンをつな ぐ会	伊佐市菱刈徳辺2244- 1	山口 満男	令和 2 年 11 月 24 日

4 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体
法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でな くなった年月日
井上 剛	井上剛と笑顔をつなぐ会（井上剛後援	令和 2 年 11 月 16 日

向原 祥隆	会) 原発のない鹿児島をつくる会	令和 2 年 7 月 1 日
-------	---------------------	----------------

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第127号

交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、鹿児島県交通安全活動推進センターである財団法人鹿児島県交通安全協会から次のとおり名称及び代表者の氏名並びに事務所の名称を変更する旨の届出があった。

令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
名称	財団法人鹿児島県交通安全協会	公益財団法人鹿児島県交通安全協会	平成25年 4 月 1 日
代表者の氏名	会長 溝口宏二	理事長 川畑英樹	平成25年 4 月 1 日
事務所の名称	財団法人鹿児島県交通安全協会鹿児島県交通安全活動推進センター	公益財団法人鹿児島県交通安全協会鹿児島県交通安全活動推進センター	平成25年 4 月 1 日

正 誤

令和 2 年 3 月 31 日付け鹿児島県公報第93号の14中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	18	訂正箇所	上から 7行目	誤	非常勤講師（公立の義務教育諸学校に勤務する者に限る。）	翌月20日
				正	スクールカウンセラー 非常勤講師（公立の義務教育諸学校に勤務する者に限る。） 鳥獣保護管理員	翌月20日 4月分から9月分までを10月20日、10月分から3月分までを4月20日